

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2017.03

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 4月以降の社会保険未加入措置

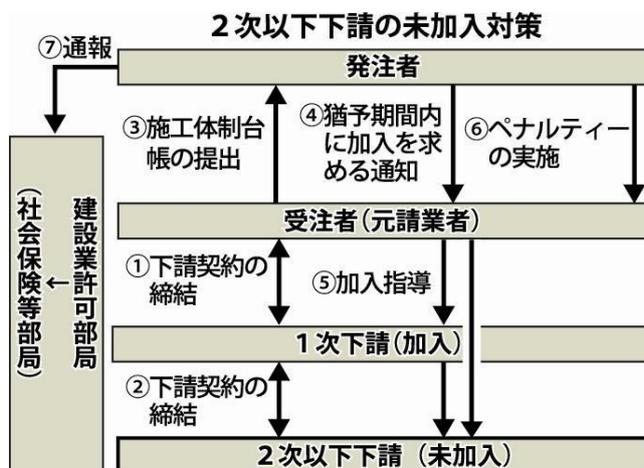
社会保険未加入の2次下請以下 4月から排除！

元請に罰則も（今回の国交省は本気です）

国土交通省は、建設業の社会保険加入の目標として「2017年度を目途に建設業者単位で100%、労働単位で製造業並み（90%）」を設定しています。

注目されていた4月以降の取扱いが発表されました。

4月1日以降に入札手続きを開始する全ての直轄工事で、社会保険未加入（企業単位）の2次以下の下請けを排除すると決定しました。原則30日間の猶予期間を設け、元請けに2次以下の下請けへの加入指導を求めていきます。尚、10月1日以降は、猶予期間内に加入が確認されなければ、元請けに制裁金・指名停止・工事成績減点のペナルティーを与える。制裁金は一次下請けの排除措置で下請け金額の10%、2次下請けの場合は下請け金額の5%となります。加入しない下請けについては、発注者から建設業許可部局に通報し、引き続き許可部局による加入指導を行うようです。



昨年は、牟田事務所社労部門でも建設業の社会保険の新規適用が多くありました。

一人親方でも社会保険

法人（株式会社）ですが取締役以外、つまりは時間管理が必要となる従業員不在で、取締役全員がそれぞれ一人親方として労災特別加入しておられます。「社会保険、必要ですから手続きしてください。」とおっしゃったそうです。

たそうです。

また、協力会（下請け業者）の労災特別加入も含め社会保険、建設業許可の管理の依頼もありました。元請さんって責任重大なんですね。（佐竹尉裕）

# ★運送業★ 建設業マイナンバー

## 建設キャリアアップシステム

皆さんご存知ですか、建設業では、技能労働者が持つ技能や経験を業界統一のルールで蓄積する評価ツールとして建設キャリアアップシステムをスタートさせます。

技能者の申請に基づいて登録される保有スキルや経験、あるいは社会保険の加入状況といった技能者情報に、元請企業によるプロジェクト名称や工事内容といった現場情報の登録と、配布されるカードを用いて行う就業履歴情報（技能者の入場管理）をひも付けることで職歴が蓄積されていく仕組みなのです。どこのだれで、どんな資格を持っていて(いつ資格取得して)、どこの現場を経験したのか…ガラス張りというわけです。

### <カードの発行、配布>

9月には実際にカードが発行されるそうで、1年目100万人、5年後に320万人と推定される全技能者の登録を目指としています。

初年度100万人交付に向け、登録基幹技能者に特別講習を実施し、修了者には先行的に建設キャリアアップシステムへの登録が行われ、システム稼働後、真っ先にカードの配布を受けることができるというものです。

### <見える化>

カードは色分けされているそうで、技能者のレベル？が一目瞭然。更なる高みを目指してスキルアップ！を狙っているそうです。本当に「見える化」なんですね。蓄積されたデータは、技能や職歴に応じたきめ細かな賃金体系の検討も選択肢のひとつとなっているそうです。

### 登録基幹技能者に特別講習 ⇒ キャリアアップシステムと連動

登録基幹技能者の皆さん特別講習は終わりましたか？ 通学の講習は、すぐに満席になりました。後は、Eラーニングだけです。Eラーニングというと難しそうですが、パソコンだけでなくスマホでも簡単にできます。1コマ5分～10分程度で10コマを受講し、簡単なアンケートに答えるだけです。

内容は、①建設産業にかかる最新の動向 ②企業経営に関する事項 ③若手技能者への技能伝承 これらによって、知識力・指導力をアップして建設現場全体のレベルアップに貢献する。というものだそうです。

もちろん、受講料も無料、カード発行にかかる手数料も特別に無料です。

是非、特別講習を修了され、プレミアムなカードを見せて下さい！

### 技能者と技術者

技能者は、現場施工(技能士など)を担う。

技術者は、施工管理(施工管理技士など)を担う。

牟田事務所では、技術者をセコ管(施工管理)と呼ぶのに対し、技能者をノコカン(ノコギリ管理)？ いいえ、ノコカンナだそうです)と分けています。(笑)

## ★運送業★ 29年度Gマーク申請に向けて

牟田事務所では平成29年度にGマーク申請を行う事業所様に対して順次御打合わせをさせて頂き7月の申請に向けて計画を立てています。

また、運輸安全マネジメントの策定及び教育も実施していただいております(∩o∩)  
教育や会議については内容が重要です！そして、申請書に添付する記録や資料も大事。せっかく実施しても内容がアウト～なんていうことがしばしば・・・  
しっかり事前に計画を立てて実行していきましょう！

そして今年も開催します！

### 安全運転の肝！ 全員参加型 運輸安全セミナー5月18日(木)

(※Gマーク申請 外部研修加点対象セミナーです)

沢山の運送事業者様から、幹部クラスの方から、運行管理者さんやドライバーさんにご参加いただき、いろいろな目線で安全に対して取り組み方法を課題と向き合い、議論していくアツイセミナー！！他社さんの色々な話も聞けるため、各々の現場での改善ポイントがみえてきますよ～。また、アツク議論した後は多くの改善案の中から、すぐに取り組めることを出していくので、参加された方は会社へ報告という形で沢山の改善点を持ち帰ることができます。

今年はGマークチャレンジしてみよう！という方、また、更新が控えている事業所様、是非沢山の御参加お待ちしております。



#### <Gマークの有効期限> 今年申請事業所様

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 新規認定事業所(H29年度認定)    | H30年1/1～H31年12/31 (2年間) |
| 初回更新事業所(前回H27年度認定)  | H30年1/1～H32年12/31 (3年間) |
| 2回目更新事業所(前回H26年度認定) | H30年1/1～H33年12/31 (4年間) |
| 3回目更新事業所(前回H25年度認定) |                         |
| 4回目更新事業所(前回H24年度認定) |                         |



### 平成28年度第2回運行管理者試験 3月5日試験

運行管理者試験を受験される方、熱田神宮から合格祈願しておりますよ～!(^^)!

また、運行管理者の試験に合格されても実務となると、どうしたらいいんだっけと・・・？疑問に思うことも。

運行管理者に受かった方は(3/5の試験日から1か月以内に発表)、ぜひ牟田事務所の新人運行管理者勉強会 5月25日(木)開催へご参加ください。

★ちなみに牟田事務所からも2名受験予定です！全員合格目指してラストスパート！

## ★毎月開催！ 建設業・運送業の勉強会★

牟田事務所の許認可部門では、牟田事務所 3F セミナールームにて、建設業・運送業の勉強会を毎月 1 回ずつ開催しています。

2 月 9 日の建設業の勉強会は、身近なのに意外と難しい「**建設業の業種**」について勉強しました。

建設業の業種は平成 28 年 6 月に「**解体**」が新たに追加され、現在は 2 つの一式工事と 27 の専門工事、合わせて 29 種類があります。工事を施工できるのは一部の例外を除くと許可を受けた業種のみです。業種について誤解していると気づかないうちに建設業法に違反してしまっているかも……。よく聞く誤解は「建築一式工事の許可があるから〇〇(専門工事)だけの施工を請負っても大丈夫」というもの。建築一式工事の許可は建物の建築に総合的にかかわっていく場合の許可で、専門工事だけを施工する場合にはそれぞれ工事の許可が必要になりますのでご注意ください。

もともと許可を受けていない業種の工事を施工できる場合があります。その一つが**附帯工事**。例えば電気工事の許可を受けている A 工務店さんが配線のため剥がしたクロスの貼り直しは内装仕上工事の許可がなくても大丈夫です。この場合、あくまでもメインの工事は電気工事、クロスの貼り直しはメインの電気工事を施工するために必要な附帯工事となります。

では、新しく許可を受けるならどんな業種が良いでしょう？先ほどの A 工務店さんが配線と関係ない部分のクロスと一緒に張り替えるなら内装仕上工事の許可が必要になるかもしれませんね。ビルの外壁の塗装工事と屋上部分の防水工事を一緒に施工できたら請負える仕事の幅が広がるかもしれません。つまり、すでに許可を受けている業種と相性の良い業種を選んでいただく事が大切になるのです。業種の許可を受けると軽微な工事にも主任技術者さんを置いていただく必要があります。許可が多くてもいいことばかりではありません。事業者さんごとに最適な業種を選択を！



2 月 23 日の運送業は「**改善基準告示**」について学びました。「改善基準告示」には 1 日毎・1 カ月毎の拘束時間の上限、2 日平均・2 週間平均の運転時間の上限、休憩時間の取り方など細かな定めがあります。的確な運行計画を作成し、運転日報やのなどで計画通りの運転がされているか確認する必要があります。ドライバーさんの労働条件はドライバーさんの命にかかわる重要な事項というだけでなく、不幸にも事故が起きてしまったときには会社の責任の有無を判断する基準にもなります。日頃から適正な管理を行うことが重要です。

